

## 明治期の中等教育における国文学史教育の実態とその変遷

―教科書の緒言・文例を中心に―

都 築 則 幸

### 一、はじめに

明治期の中学校における「国文学史」は、今日の国語教育における「古文」の原初的形態を示すものとして考えられている<sup>(1)</sup>。しかし、中学校における「国文学史」の教授は極めて移り変わりの激しいものであった。明治二三年に「日本文学全書」が刊行され、国文学研究が興隆するとともに、「国文学史」が成立していくが、「国文学史」が中学校の教育内容として初めて法令に登場するのは明治三四年「中学校令施行規則」からである。しかし、その十年後の明治四四年には「中学校令施行規則」「中学校教授要目」が改正され、「国文学史」は法令の中からその姿を消している。だが、昭和六年「中学校教授要目」改正では再び中学校の教育内容に「国文学史」が復活することになる。しかし、こうした事実は知られていても実際に国文学史教育がどのような目的や方法・内容で行われていたのか、その具体的な状況について論じた研究は数少ない。

そこで本稿では、まず明治期に行われていた国文学史教育の実態をより具体的に探るため、実際に教授される内容を最もよく反映していると考えられる国文学史教科書に焦点を当てた。そして、検定を受けた教科書を対象に悉皆調査を行うことから始めた。教科書には緒言や凡例の形で、どのような意図でその教科書が編纂されたのかがわかる。それと同時に当時の国文学史教育の状況や問題点も端的に示されており、国文学史教育の実態が見えてくる。また、今回緒言や凡例を引用した教科書はすべて検定を通過したものを使用しているため、教科書それぞれの緒言や凡例の内容は当時の状況から大きく逸脱することなく、標準的な内容が記されていると考えることができる。

さらに、国文学史教科書に文例として収録された近古(中世)や中古の文学作品にも注目し、明治期にどのような作品が規範となつて教授されていたのか、その実態にも迫りたいと思う。適宜当時の法令を参照しながら、法令だけでは具体的に見えてこなかった国文学史教育の実態を教科書レベルで明らかにしていくことが本稿の目的である<sup>(2)</sup>。

## 二、明治三四年「中学校令施行規則」以前の国文学史教育の状況

戦前の中等教育の中で、国文学史教育について示された最初の法令は明治二五年「尋常師範学校ノ学科及其程度」になる。「尋常師範学校ノ学科及其程度」では「第三学年」に「毎週二時」で「文学史ノ大要」・「作文」・「読書作文ヲ教授スル順序方法」を教授することになっていた。そしてその法令に基づき、『教科適用日本文学小史』【1】が国文学史教科書として検定を通過している。その『教科適用日本文学小史』の緒言には次のことが示されている。

余輩さきに日本文学史を著はして、之を公にせしに、未だ周歲ならずして、三たびその板を改むるに至りぬ。然るに、地方の師範学校中学校等に於て、国語を教授せらるゝ諸氏より、日本文学史は、巻帙稍浩瀚にして、教場に用ふるには便ならず。之を縮約して、教科用書に適せしめよと、勧誘せらるゝことしばしなり。加之、昨年七月、文部省は師範学校令を改正して、国語科の中には、文学史をも課することゝなされつ。中学校もまた、一般にさることゝならん。（明治二十六年三月）

この緒言から「国文学史」は『教科適用日本文学小史』が刊行される以前から師範学校や中学校で教授されていたことがわかる。特に中学校においては、法令の定めがない状態であっても「国文学史」が教えられていたことになる。<sup>(3)</sup>『中学国文学史』【2】例言（明治二八年一〇

月）においても、「此の文学史は尋常中学校国文科の最後半期に充て得べきものにして」とあり、中学校で「国文学史」を教授することは遅くとも明治二〇年代後半には常態化していたと推測される。そして『教科適用日本文学小史』の緒言は共著の形を取っているため、三上参次・高津敏三郎どちらが中心となつて書き記したのかはわかりかねるが、「中学校もまた、一般にさることゝならん」と、今後法令の上でも「国文学史」が中学校の教育内容として明文化されていくことが示唆されている。明治三四年「中学校令施行規則」で「国文学史」が教授されることになるまでは、明治二七年「尋常中学校国語科の要領」、明治三一年「尋常中学校国語科教授細目」からの影響も考えられるが、明治二〇年代半ばにはすでに法令によつて「国文学史」を中学校の教育内容に組み込もうとする動きが見られるのである。<sup>(4)</sup>

また『教科適用日本文学小史』には「かの文学史を教科用書とせる学校さへあり」と、明治二三年に刊行された三上・高津『日本文学史』がそのまま中等教育の現場で用いられていた形跡がある。明治二三年には『日本文学史』以外にも上田万年『国文学』や芳賀矢一・立花銃三郎『国文学読本』が「国文学史」のテキストとして刊行されているが、中等教育における国文学史教科書は『日本文学史』を起点に、それに倣う形でその後の教科書が編纂されていった。『新体日本文学史』【12】凡例にも次のように記されている。

往年、三上・高津・両先生の日本文学史の上梓せられてより以降、多々続出せし文学史教科書は、大抵その体に倣ひたるものな

れば、中等教育の教科用書としては、不便少からざる事、知己の  
実話と不肖の実験とによりて、明白となりぬ。(明治三五年一月)

『日本文学史』は各時代ごとに総論を入れ、散文・和歌(韻文)・雅  
文といった文体ごとに立項する形態を取っている。また、散文も「随  
筆の文」「歴史体の文」「紀行の文」と文の形態に則して分類されてい  
る。「尋常師範学校ノ学科及其程度」には「文学史ノ大要 片仮名平  
仮名ノ起源ヨリ国文学ノ発達変遷ノ要略ヲ授ケ古今諸体ノ文章及歌ノ  
中標準トナルヘキモノヲ講読セシム」と、標準となる文体を意識し、  
それを理解するために「国文学史」は学ぶ必要があるとされた。その  
目的と『日本文学史』の構成内容は一致し合う。中等教育において『日  
本文学史』は文体の変遷を理解するためのテキストとしてまずは必要  
とされ、その後の国文学史教科書に大きな影響を与えていたのであ  
る。また『日本文学史要』【3】緒言には次のようにある。

従来此種の著書二三ありと雖も、或は雅文、雅歌等に煩にして、  
近古の時代文学に簡に、或は文学全体の時代的変遷に専らにし  
て、其部分的変遷、即ち各種の文体の変遷を遺却したるに似たり。  
故に著者の最も注意せしは、此点を補はんとするに在りき。され  
ど、かの細目に規定したる、僅々十時の間に、完全なる文学史を  
教授せんことは、望み得べきことに非ざれば、私意を以て、こと  
さらに取捨せる所、時に軽重大小を失したることなきを保せず。  
(明治三二年初秋)

この緒言も国文学史教育の目的として文体の変遷を学ぶことを重要

視している。しかし「かの細目」とある「尋常中学校国語科教授細目」  
では、第五学年の教育内容として「毎週講読科ノ一時間ヲ用ヒテ廿回  
以内ニ便宜国文学史ノ概略ヲ授ク」と「尋常師範学校ノ学科及其程度」  
と比べても少ない授業時数が定められ、国文学史教科書はその内容を  
精選していく必要が生じてきた。次の『中等教科日本文学史』【5】  
緒言では次のように示されている。

我が文学の粹と称せられたる平安朝時代の源氏物語、枕草紙等の  
文、江戸時代の戯曲小説等の文は、中等教育の学校に於ける生徒  
の、その教育の上にて学ぶことを得ざる所のものなり。また歌及  
び謡物の類も、僅にその一端を窺ひ得るに過ぎざるなり。これは決  
して読本編纂者の罪にあらず、学校の課程の上より、或は又教育  
そのもの、上より、中等教育の学校に於ける生徒の窺ふことを許  
されざる所のものなり。

著者の感ずる所は、第一に読本との連絡、第二に文学そのもの、  
価値を詳論するよりも、寧ろ文体変遷の概略を説かんことこれな  
り。(明治三三年二月)

ここでも「国文学史」によって文体の変遷を理解させるという目的  
は変わっていない。そして国文学史教科書と読本とが相互に補完し合  
う関係を作り、「保元物語、平治物語、源平盛衰記、平家物語、太平記、  
増鏡、徒然草、神皇正統記、土佐日記、大鏡、栄花物語、十六夜日記、  
及び江戸時代の和漢混合文、万葉集以後の歌」など多くの読本が収録  
している作品を文例から削ること、少ない授業時数に対応していく

方法が取られた。また『源氏物語』や『枕草子』は、「尋常中学校国語科教授細目」にもその名が見えず、「講読」の内容としては不適当とされる可能性もあった作品であるが、「国文学史」を教授する一環でそれらの作品を読ませようとする意識も垣間見えている。

### 三、明治三四年「中学校令施行規則」から明治四四年

#### 「中学校令施行規則」改正までの国文学史教育の状況

#### 三・一、国文学史教育の目的の変遷

明治三四年「中学校令施行規則」以前においては、「国文学史」を学ぶ主な目的は「文体の変遷」を理解することにあつた。その後明治三五年「中学校教授要目」においても、教育内容として「各種ノ文体」が示されている。しかし『国文学史教科書』【7】緒言（明治三五年一月）には「国文学史は、国民の精神生活の変遷をも語るべき」と、「文体の変遷」以外にも「国民の精神生活の変遷」を理解することも、「国文学史」を学ぶ意義になっていくようになる。『中学国文学史』【11】凡例にも次のようにある。

文学史を授くるは、単に、歌文の由来発達を知らしむるのみならず。これによりて、国民志望の変遷せる次第をも、知らしむるものなれば、亦、極めて必須の学科なり。（記載年月不明）

こうした記述から明治三四・三五年を起点に「国文学史」が徐々に「文体の変遷」を学ぶものから「国民精神・国民思想の変遷」を学ぶものへと変化していった状況が見えてくる。その後、明治三十七年に刊

行された『新体日本文学史教科書』【18】凡例には次のように記されている。

従来、日本文学史の教授が、とかく時代思想の変遷を疎かにし、書籍の解題と著者の伝記とのみに終りやすきを以て、さきの原本は力めてこの弊を矯正せんとしたりといへども、一時の急激なる変動を恐れて、多少、在来の面目を存せしめたりき。（明治三十七年六月）

従来の国文学史教育において主な目的とされた「文体の変遷」を学ぶことが、この凡例からは見えず、むしろ従の目的であつた「時代思想の変遷」が疎かになっていることを問題視している姿勢が前面に現れてくる。明治三十七年には日露戦争が起きるなど、明治三〇年代後半は国家意識がますます昂揚していく時期であつた。このような社会状況の中、「国文学史」は「国民思想の変遷」を理解するために必要であると、その学ぶ目的が変容していったと考えられるのである。また、詳しくは後述するが、教科書にある上代文・中古文の文例を生徒に読ませるためには、原態の表記を改める必要があつた。しかし、それは「文体の変遷」を学ぶことに反することにもなる。こうした矛盾した状況を見ると「文体の変遷」を実際の授業で学んでいくことは相当困難であつたと考えられる。このような点も「国文学史」を学ぶ目的に影響を与えていったと推測できる。

そして、明治四〇年代には「国民思想の変遷」が「国民性の変遷」という言葉に組み換えられていく。『新体国文学史教本』【23】端書「此

書を読まん生徒諸君に」には次のように記されている。

文学史は、政治史が、制度治乱の事実によりて国家の沿革を明らかに比して、文学にあらはれたる現象によりて、国民性の発達をたどるものなり。(明治四二年二月)

この端書は芳賀矢一『国民性十論』からの影響を受け、「国民性」という言葉で国文学史教育の目的を語る初期の例にあたる。『国民性十論』は明治四〇年一二月に刊行されているため、『新体国文学史教本』は『国民性十論』の内容をいち早く取り入れた国文学史教科書として位置づけることができるが、このような展開の早さもすでに国文学史教育が「国民思想の変遷」を理解するものとして認識されていたことが影響していると考えられる。

### 三・二、国文学史教育の方法の変遷

明治三四年「中学校令施行規則」から、法令上初めて中学校で「国文学史」が教授されることになったが、それ以前から中学校で国文学史教育が行われていたことは第二節で述べた通りである。しかし、ここで行われた国文学史教科書と読本との関係を密にし、授業時数の少なさを読本によって補うという方法は初期の段階からすでに多くの問題を抱えていたようである。『国文学史教科書』【7】緒言には次のように記されている。

国文学史の教科書は、数部出版されて居るが、何れも分量が多きに過ぎて、少時間には授け難いし、一二分量のすくないものもあ

るが、これは又、あまりに無味で、教師の労を要することが多い様である。(明治三四年二月)

中学校の中には「尋常中学校国語科教授細目」以前からの教科書を用いているところもあったと推測され、解説や文例の量が多いことで生じる問題は当然あったと考えられる。しかしその一方で、分量が少ないものも「無味」と指摘されている。これは分量を補うための「読本との関係」があまりスムーズには行われていなかったことを示すものである。「読本との関係」と言っても、文例となる作品は読本の様々な巻に点在しており、文例を用いて文学史を教授するのであれば、生徒は文学史の内容に応じ、何種類もの読本を使い分けなければならなくなる。読本を使つての文学史の授業は、現実には難しい方法であったと言えるだろう。結果、文例のない形で教科書を読み進めていく授業が展開されれば、「無味」と感じるのも想像に難くない。『新体日本文学史』【12】にも「本書は文例にて無慮百数頁を塞きたれど、かくせば、いかなる短時間にも容易にかつ面白く教授する事をうべからむ。かの世にふるしたる文学史教科書が、更に文例なくして空理空論を語り、生徒をして頻に嫌忌の情を起さしむるものより、遙に勝りたるべし。」と、文例を多く削除する教科書がある一方で、文例を多く収録する教科書が何種類も刊行されていくのには、そうした事情があったからであると考えられるのである。

また、明治三四年「中学校令施行規則」には「国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ」とあり、法

令上「講読」の文章は近古以降からしか取ることができなくなった。

一方、「国文学史」は明治三五年「中学校教授要目」に「上古文学ノ一斑ヲモ窺ハシムヘシ」と記されており、上代文・中古文に関する内容と文例は「国文学史」で教授することになった。結果、上代文・中古文は「講読」の授業では扱わないが、「国文学史」の授業では扱うという区分が法令の上では生じたことになったのである。このような状況に対して実際の国文学史教科書はどのように対応したのか。『刪定日本文学小史』【9】緒言には次のように記されている。

文章、歌謡等の例証は、頗る之を割愛して、たゞ各時代、各種の文学の標本となるべきもの、一二を示すに止めたり。而して、記紀、万葉の歌謡、祝詞、宣命等の、漢字のみにて綴られたるものには、適宜に仮名を交へ、伊勢、源氏等の仮名文には、漢字を混じ、また並に句読点を加へて、読者をして無益の勞を避けしめたり。但し其本来の体裁は、本文に於て之を明かにせり。（明治三五年一月）

ここでは上代文・中古文に読み慣れていない生徒でも学習できるようにするため、適宜語句を仮名や漢字に直したり、句読点を加えるなど表記の仕方を改めるといった方法が取られている。しかし、本来の本文の表記を改めるとなれば、「文体の変遷」を学ぶことに対して矛盾をきたすため、本文の解説によって元々の体裁を示すという形を取るようになったと考えられる。また『中学国文学史』【11】凡例（記載年月不明）にも「上古の文学につきては、ことに、簡略に叙述した

り。これ、あまりに古樸幽遠にして、生徒をして、容易に悟らしめ難き所、少からざるを以てなり。」とあり、「国文学史」で上代文・中古文を扱うことになったものの、やはり生徒の理解が覚束ないという点で大きな問題が生じていたことがわかる。

こうした状況は数年経った後も改善されなかったようである。『国文学史提要』【21】凡例には次のように記されている。

従来、同種の教科書多しと雖ども、皆分量多きに過ぎたるのみならず、或は複雑なる文体上の分類、綿密なる時代の区画等を企てて、文学そのもの、大體の変遷に至つては、却つて茫漠たるの嫌なきに非ず。（明治三九年初秋）

『国文学史』は「中学校教授要目」を見ると、「第五学年第三学期」に「毎週三時」配当されている。しかし、通史的な内容を教授するには極めて少ない授業時数であった。どのような内容をどの程度教授するかが重要な問題となってくるが、その適当な内容や分量が未だ決定されずにいることが、この凡例からは見えてくる。そしてこうした国文学史教育の問題が、結果明治四〇年「師範学校規程」に影響を与えたと考えられるのである。「師範学校規程」には「国語及漢文八現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ」と、明治三四年「中学校令施行規則」と同様の内容が示されているが、ここに「国文学史」に関する記述はない。法令上、師範学校では明治四〇年の時点で「国文学史」は教育内容から外されることになったのである<sup>(5)</sup>。こうした動きはその後の明治四四年「中学校令施行規則」改正に

も影響を与えたと考えられる。『検定済教科用図書表』によれば、明治三四年「中学校令施行規則」以降明治四〇年「師範学校規程」までの間で、修正によるものも含めて二三種の教科書が検定を通過しているが、「師範学校規程」以後中学校の教育内容から「国文学史」が消える明治四四年「中学校令施行規則」改正までの間で、検定を通過した教科書は二種しかない。これらの状況から見て「師範学校規程」を境に、明治四〇年以降中等教育における国文学史教育は衰退していったと指摘できるのである。<sup>(6)</sup>

#### 四、明治期国文学史教科書に収録された中古文・近古文の文例について

前節までは教科書の緒言を中心に国文学史教育の実態に迫っていったが、本節では各教科書の文例の収録状況を基に、明治期どのような文章が規範とされ、教授されていたのかについて見ていく。特にここでは読本との関連を具体的に見ていくために、中古文・近古文の文例に絞ってその内容を見ていきたい。

明治期に検定を受けた国文学史教科書は全三四種（修正によるものも含めて認可二八種、不認可・無効六種<sup>(7)</sup>）である。これらの教科書に収録された中古文・近古文の文例一覧が表Iになる。国文学史教科書を編纂するにあたっては、授業時数が少ないため、文例をどう扱うかがポイントとなるが、文例は【21】以外すべての教科書に見られる。この点から「国文学史」の教授において文例は重要なものであつ

たと言える。しかし、その分量については各教科書ごとに違いが見られる。特徴ごとに分類すれば、一つのグループとして、近古文を少なく、中古文を重点的に収録するという編纂方針で、読本との関係を意識したものが挙げられる。特に【2】の著者である新保磐次や【15】の著者である落合直文は同時期に『中学国文読本』や『中等国語読本』を編纂しており、「国文学史」と「講読」とを自らの著作同士で結びつけようとする教科書編纂者もいた。こうした状況を八木雄一郎（二〇一〇）は次のように述べている。

複数のテキスト（国文学史教科書 引用者）に、「講読」との重複を避けようとする方針が明記されているのである。これによって「講読」と「国文学史」は、その目的に沿って、掲載される内容や分量が区別されることになった。このような編集上の配慮が結果的に「国語」と「古典」の分化をもたらすことにもなっているのである。<sup>(8)</sup>

しかし、一方で近古文の文例を多く収録する教科書も見える。文例として多く取られた作品は『方丈記』『平家物語』『十六夜日記』『徒然草』『太平記』などである。これらの作品は読本でもよく収録されている。こうした読本との関係を考えず、国文学史教科書のみで「国文学史」の教授ができるように編纂された教科書もかなりの割合を占めている。「中古文以前の文章は国文学史教科書、近古文以降の文章は読本」といった住み分けは、実際の教科書を見てみると必ずしもなされているわけではない。近古文を収録しない国文学史教科書は表I

をみると三種で、全体から見れば少数派である。この点を重視すれば、明治期における国文学史教科書の編纂が「国語」と「古典」の分化に繋がったとすることはできない。

また、中古文の文例は【21】以外のすべての教科書に収録されているが、収録頻度の高い作品としては『竹取物語』『伊勢物語』『源氏物語』『土佐日記』『枕草子』『栄花物語』『大鏡』が挙げられる。特に『源氏物語』と『枕草子』は調査対象となった教科書のほぼすべてにその文例が収録されており、「国文学史」を教授するにあたって極めて重要な作品として考えられていたことがわかる。明治三四年「中学校令施行規則」以降、「講読」において中古文は扱わないことになっているが、『旧制中等教育国語科教科書内容索引』を見ると、それ以降に刊行された読本の中にも中古文は収録されている。<sup>(9)</sup>明治三四年から明治四四年の法令改正までに刊行された読本を索引からあげると、全二九種に上るが、前述した作品ごとに収録された数を見てみると次の通りになる。

- 『竹取物語』（二）、『伊勢物語』（四）、『源氏物語』（一）、
- 『土佐日記』（六）、『枕草子』（一）、『栄花物語』（一）、
- 『大鏡』（一一）

明治三四年以降明治四四年までの間で、『竹取物語』『源氏物語』『枕草子』『栄花物語』といった作品を収録している読本はほぼ見当たらない。よってこれらの作品は、「国文学史」があったからこそ中等教育の現場で根付いていくことができたと考えられるのである。

## 五、明治四四年「中学校令施行規則」改正以後の国文学史教育の状況

師範学校では明治四〇年「師範学校規程」から、中学校では明治四四年「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正によって、法令から「国文学史」は消えることになった。「国文学史」が教授されなくなったことについて浮田真弓（二〇〇七）は次のように述べている。

「国文学史」は多くの時間を割いて指導されていたにもかかわらず、明治四四年には法規上からは姿を消してしまふ。これは「国文学史」の内容が普及される必要がなくなったためだと考えられる。それは普及したから必要がなくなったのか、そもそも「国文学史」の教授が不要と判断されたのか、不明である。<sup>(10)</sup>

浮田は「国文学史」が教授されなくなった理由として普及される必要がなくなったことを指摘している。しかし、前述の通り国文学史教育には多くの問題があり、普及したとは到底考えにくい状況がある。また、「国文学史」の教授が不要になったのであるならば、なぜ大正一四年「師範学校教授要目」改正で再び「国文学史」が中等教育の教育内容として表れてくるのか、その理由が見えてこない。そもそも明治四四年当時、本当に「国文学史」は教授される必要がなくなったのか、この点をもう一度考えてみる必要がある。

ここで明治四四年に制定された他の法令を見てみると、同年同日に「高等中学校規程」が制定されている。その第三條には「国語及漢文

ハ文科ニ在リテハ近古、中古及上古ノ国文並普通ノ漢文ヲ講読セシメ又国語ノ作文ニ習熟セシメ国語文法及国文学史大要ヲ授ケ」と記されている。高等中学校では、法令上中学校では学ばない上代文や中古文が教授され、「国文学史」も学ぶことになる。このことと中学校で「国文学史」が教授されなくなったことについて、「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正と「高等中学校規程」制定とが同じ日であることから、その影響関係は考えておくべきであろう。同日に制定された「高等中学校令」には「高等中学校ニ入学スルコトヲ得ル者ハ中学校ヲ卒業シタル者」と記されている。しかし、この法令の初期の段階では、高等中学校への入学は中学校第四学年修了者から認めるとされていた。<sup>(11)</sup>この点を重視すれば、元々「国文学史」は中学校第五学年の第三学期に学ぶものであったので、高等中学校でのカリキュラムを編成する際、「国文学史」を中学校から高等中学校で教授する内容へと一段階水準を引き上げる措置を行ったと考えることができる。また、中学校は近古文まで、高等中学校では上代文・中古文までと「講読」のカリキュラムを整備したとすれば、上代文や中古文の文例を無理なく扱うことのできる高等中学校の段階で「国文学史」を教授する方が都合がよいと発想するのも自然であると考えられる。

師範学校では「師範学校教授要目」改正で国文学史教育が復活すると同時に、上代文・中古文が「講読」の内容として入ってくる。また、「国文学史」は専攻科で教授されるものとなっているため、明治期よりも一段階その水準が引き上げられてもいる。こうした師範学校にお

ける国文学史教育の変遷から考えても、明治四四年に「国文学史」が中学校の教育内容から削られたのは、カリキュラム上「国文学史」の教授が高等中学校段階へと移行したためであると考えるのが妥当であろう。「国文学史」は普及される必要がなくなったわけではなく、カリキュラム上の変更によって、法令上中学校からその内容が消えたと考えられるのである。<sup>(12)</sup>

## 六、おわりに

従来、中等教育における国文学史教育の状況は、それを規定する法令を中心にその内容や教育方法について考察が進められてきた。しかし、検定を通過した教科書から国文学史教育の実態を見てみると、実際は法令が制定される前から国文学史教育は行われており、法令は後追いの形で制定されていたことがわかった。このことは明治期の教育内容がすべて国の管理下に置かれていたのではなく、実際の現場では独自に教育内容を決め、指導することができていた例として注目される。

また、「国文学史」が「古文」の原初的形態であるとは言いがたいが、「国文学史」によって上代文・中古文が教授されていく状況はあった。そして、上代文や中古文の教授は「国民思想の変遷」を理解するために必要なものであり、「国文学史」が法令から消えたといっても、その教育的意義は失われていなかったと考えられる。中等教育における国文学史教育は大正一四年「師範学校教授要目」改正、昭和六

年「中学校教授要目」改正によって再び熱を帯びてくるようになる。一方、それまでの間に中等教育の現場で上代文や中古文が教授されることはなかったのだろうか。今後は空白の期間である大正期に、上代文や中古文がどのような扱いを受けていたのか、教科書レベルで明らかにすることが課題となってくると考えられる。

注① 戦前の国文学史教育に関しては、八木雄一郎（二〇〇九）「中学校教授要目における教科内容決定の根拠―「講読」（国語講読）および「国文学史」の規定の変遷とその意味―『学校教育学研究紀要』第二号など、八木雄一郎の一連の研究が挙げられる。

② 教科書の出版年月日と緒言・凡例の記された時期は一致しないため、緒言・凡例については引用の後（ ）でその記された時期を示すことにする。取り上げた教科書は表Ⅰと対応している。検定を通過した教科書は年代順で通し番号を振った。ただし、上田万年『国文学』は近世編のみが刊行されただけなので除外した。なお、検定通過の教科書は、文部省『検定済教科用図書表』（二）・（三）（中村紀久二編『教科書研究資料文献』第四集・第五集、芳文閣、一九八五年）に記載されたものである。また検定不認可・検定願無効の教科書に関しては、東書文庫蔵本に記載された内容に基づいている。

③ 『刪訂国文学小史』【4】凡例（明治三三年八月）には「本書は中学校・師範学校・高等女学校の生徒用教科書並に国文学研究者の自修用書として編述したるものなり」とあり、高等女学校でも法令によって規定される以前から「国文学史」が教授されていたことがわかる。

④ 高津敏三郎は「尋常中学校国語科の要領」の作成に関わっており、また「尋常中学校国語科教授細目」の調査委員にも名が記されている。八木雄一郎（二〇〇七）『国語』と「古文」の境界線をめぐる対立―『尋

常中学校教科細目調査報告』（二八九八（明治三二）年）における上田万年と小中村義象―『国語科教育』第六一集、三三・三三頁には「中学校教授要目」と高津との関連が述べられており、『日本文学史』刊行から「中学校教授要目」まで、国文学史教育の一連の流れに高津は大きく関与していたと考えられる。

⑤ 文部省『現在使用教科用図書表』明治四三年度（中村紀久二編『教科書研究資料文献』第一二集、芳文閣、一九九二年）には、多くの師範学校で国文学史教科書が用いられていた形跡があり、法令以後も実際は国文学史教育が以前と同じように行われていたようである。

⑥ 八木雄一郎（二〇〇八）「中学校教授要目改正（一九一一（明治四四）年）における「国文学史」廃止の意味」『学校教育学研究紀要』創刊号、五九頁で、明治四二年の中学校長会議答申の影響を指摘しているが、それ以前から「国文学史」は廃止の方向で進んでいたと考えられる。

⑦ 東書文庫にある【C】【E】【F】の付箋を見ると、不認可の主な理由は史実との違いや曲解にあつたようである。しかし、【A】～【C】は他の教科書に比べ、それぞれに特徴が見られる。まず【A】は同時期のもものと比べてその分量がかなり多く、【A】の刪定版である【4】は検定を通過している。また【B】は「尋常中学校国語科教授細目」に合わせ、全二十回でその内容が終わるように区分されている。そして【C】は本文が漢字・カタカナ交じりの文である。許可された教科書と比較すると、その分量や形態が大きく異なる教科書が不認可になっている。こうした検定の結果、分量の減少とともに『日本文学史』の形態に則した教科書だけが残っていったと考えられる。

⑧ 八木雄一郎（二〇一〇）「中学校教授要目（一九〇二（明治三五）年）の制定に伴う「国文学史」観の確立―明治二〇年代と三〇年代の「国文学史」テキストの比較から―」『信大国語教育』第二〇号、二〇頁

⑨ 田坂文穂（一九八四）『旧制中等教育国語科教科書内容索引』（教科書研究センター）

⑩ 浮田真弓（二〇〇七）「教育内容としての「国文学史」―国民国家成立期の「国文学」概念の普及と諸相―」『佐賀大学文化教育学部研究論

文集』第一二集第一号、八九頁

(11) 教育史編纂会(一九三九)『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会)第五卷、一三五～一三七頁

(12) 前掲八木「中学校教授要目改正(一九一一年(明治四四年)年)における「国文学史」廃止の意味」六四頁には、「国文学史」が廃止になった理由として次のことが述べられている。

中学校の役割が「エリート教育」から変化しつつある中で、一九〇二(明治三五)年の「要目」はその変化に対応しているものではなかった。それに対して様々な教育誌上で「普通教育」の範囲や程度が議論されることになった。国語教育においては「国文学史」がその組上に載せられることになり、結果的には「普通教育」の内容としてはふさわしくないものとして見なされ、答申や「改正」に反映されたのである。

しかし、『新体国文学史教科書』【18】訂正四版の端書「増訂について」(大正一〇年七月)には「中等学校の学科目より日本文学史の除かれしにより、これを絶版したり。然るに最近に至り、諸学校より本書の再版を促す声頻繁なるを以て」と記されている。実際の中等教育の現場では、大正期に入った後も「国文学史」の内容は教授されていたのである。

※本稿を成すにあたり、東書文庫・国立教育政策研究所教育研究情報センター教育図書館の資料を閲覧させていただきました。深謝いたします。



表I 明治期 国文学史教科書 文例（中古文・近古文）一覧

	【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】	【9】	【10】	【11】	【12】	【13】	【14】
古今和歌集序	●	●							●					●
大堰川行幸和歌序				●						●	●			●
竹取物語	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●		●
大和物語				●										
伊勢物語	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	
源氏物語	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土佐日記	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●
紫式部日記	●			●					●	●	●	●		●
更級日記	●													
枕草子	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
栄花物語	●	●	●	●				●	●	●	●	●		
大鏡	●			●			●	●	●	●	●	●	●	●
今昔物語	●									●	●	●		
宇治大納言物語				●										●
宇治拾遺物語			●							●				
方丈記	●		●	●			●	●	●	●		●	●	●
保元物語				●								●		●
平治物語	●						●			●				
平家物語	●		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
源平盛衰記	●		●	●						●		●		
曾我物語				●										
定家御消息				●										
水鏡										●				●
十訓抄				●						●	●	●		
古今著聞集	●		●							●	●	●		
十六夜日記	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
東関紀行				●				●			●	●	●	
徒然草	●		●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
神皇正統記	●		●	●			●	●	●	●		●	●	●
太平記	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●
増鏡			●	●				●		●		●		
公事根源	●								●					
文明一統志											●			
道ゆきぶり											●			
吉野拾遺										●				
御伽草子				鉢かづき							一寸法師	一寸法師		一寸法師
謡曲	熊野	竹生島	竹生島	高砂	松風	鉢木	羽衣	老松	羽衣	鶯	白樂天	羽衣	松風	鉢木
狂言			桜浄	柿山伏			いろは	成上り物		桜浄		萩大名		
合計	22	10	18	26	5	6	14	16	16	26	18	24	11	19

明治期の中等教育における国文学史教育の実態とその変遷（都築）

- [1] 教科適用日本文学小史・上下 三上参次・高津敏三郎 27/7/30（訂正三版）師・女） ※1
  - [2] 中学国文史 新保馨次 30/4/25（訂正再版）中
  - [3] 日本文学史要 佐々政一 32/2/13（訂正再版）中・女）
  - [4] 删定国文学小史 和田萬吉・永井孝 34/3/15（訂正再版）中・師）
  - [5] 中等教科日本文学史 内海弘蔵（著）・落合直文（関） 34/3/23（訂正四版）中
  - [6] 国文学史教科書 藤岡作太郎 34/12/26（修正再版）中・女）
  - [7] 国文学史教科書 高野辰之 35/3/18（訂正再版）中
  - [8] 中等教科日本文学史 笹川種郎 35/4/3（訂正再版）中
  - [9] 删定日本文学小史 三上参次・高津敏三郎 35/4/11（訂正五版）師・中）
  - [10] 中学国文学史 大林弘一郎 35/6/28（訂正三版）中
  - [11] 新体日本文学史 弘文館 35/11/5（訂正再版）中
  - [12] 新体日本文学史 塩井正男・高橋龍雄 35/12/27（訂正四版）中
  - [13] 国文学史教科書 落合直文・内海弘蔵 36/8/13（訂正再版）中・師）・女）
  - [14] 日本文学史 池辺義象 36/8/23（訂正再版）中
  - [15] 訂正中等国語読本附録国文学史 落合直文 36/11/27（訂正二十六版）中
  - [16] 国文学史教科書 鈴木暢幸（著）・芳賀矢一（関） 36/12/13（初版）中・女）
- ※2
- [17] 国文学史教科書 小倉博 37/1/22（修正再版）中
  - [18] 新体日本文学史教科書 藤岡作太郎 37/9/23（訂正再版）中・師
  - [19] 提要日本文学史 笹川種郎 37/12/22（訂正再版）中・師
  - [20] 日本文学史 境野正（著）・芳賀矢一（関） 38/1/23（訂正第二版）中・師
  - [21] 国文学史提要 佐々政一 39/11/16（訂正再版）中・女）
  - [22] 日本文学史綱 畠山健 40/1/17（訂正再版）中・師・女）
  - [23] 新体国文学史教本 岡井慎吾 43/2/18（訂正再版）中
- [A] 国文学小史 和田萬吉・永井一孝 32/12/22（初版）検定不認可
  - [B] 日本文学史教科書 鈴木忠孝 33/4/28（初版）検定不認可
  - [C] 新体日本文学史 岡井慎吾（著）・藤井乙男（関） 35/11/15（初版）検定不認可
  - [D] 国文学史綱 木寺柳次郎・龍澤良吉 35/12/26（初版）検定願無効
  - [E] 日本文学史要 佐藤正範（著）・芳賀矢一（関） 41/10/15（初版）検定不認可
  - [F] 日本文学史要 佐藤正範（著）・芳賀矢一（関） 43/5/14（初版）検定不認可

※1：発行年月日は上巻の奥付に基づく。

※2：検定を通過したものは「明治37年2月29日（訂正三版）」のものである。

○『検定済教科用図書表』（二）・（三）に基づき、認可を受けた版の教科書を一覧にし、発行年月日を記した。ただし、[16]は検定を通過した版を確認できなかったため、初版の記載に基づいている。なお、認可された校種も付記したが、（ ）は「現在使用教科用図書表」明治四十年年度・明治四十三年度によって確認できたものである。また、[E]・[F]は「不許可」「適規定」両方の内容を記した付箋を持つが、『検定済教科用図書表』には記載のないものであるため、それらはすべて検定不認可として扱った。

○改訂し、複数回検定を通過した教科書は、最初に検定を通過したのみを挙げるこ

とにする。ただし、今回調査した文例に関して、改訂後の教科書との間に文例の種類で変更があったものはなかった。また、[6]と[18]のような同種の教科書のように見えても、初版の発行年月日が異なる場合には新たに項目を設けた。さらに删定版の教科書によっては、全体の体裁が删定前のものとは大きく異なるので立頂した。

○教科書によっては吾妻鏡のような漢文体の文例や韻文の文例も収録されているが、この表では省略した。